

ID: 786

担当部署: 建設水道課

処分の概要	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第14条第2項の規定による。 (付帯工事に要する費用)</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日